

毎週火曜日の 延長窓口 (夜7時まで) ご利用ください

市では、利用いただきやすい市役所をめぐり、昨年7月から、毎週火曜日に市民課・各支所で、戸籍・住民票関係、税関係などの証明書交付事務を夜7時まで延長しています。

昼間市役所に来られることが困難な方、ぜひご利用ください。

取扱業務

◆各種証明書等の発行業務

- ・住民票(広域交付除く)
- ・住民票記載事項証明書
- ・外国人登録原票記載事項証明書
- ・戸籍謄(抄)本・附票
- ・課税(非課税)証明・所得証明
- ・固定資産税評価・公課証明
- など(納税証明は取り扱ってできません。)

◆印鑑登録業務

- ・印鑑登録証明書の発行(印鑑登録証または市民カードを必ずお持ちください。)
- ・印鑑登録(市民カードの交付)

- ・旧町の印鑑登録証から市民カードへの交換(代理の場合は所定の委任状が必要ですので、事前にお問い合わせください。)

※内容によって取り扱えないものもあります。詳しくはお問い合わせください。

平日は夜8時まで、土日も利用できます

自動交付機

水口庁舎、各支所に設置されています。自動交付機は、暗証番号を入力された市民カードをお持ちいただくと、住民票・記載事項証明・印鑑証明(印鑑登録されている方)が平日朝8時から夜8時まで、土日祝日は朝9時から夕方5時まで発行できます。

本人確認、身分証明に便利

住民基本台帳カード

最近、各種手続きで本人確認を求められることが増えてきました。市でも証明書発行や住所変更などで本人確認を厳格に行い、手続き・申請を受け付けています。そんな時、スムーズに本人確認書類として使えるのが「顔写真付きの住民基本台帳カード」です。

住民基本台帳カードとは

各市町村が希望者に発行している公的身分証明書です。顔写真付きと顔写真なしの2種類があります。

使用例(顔写真付きの住基カード)

- 公的な本人確認書類
住民票、戸籍謄(抄)本などの交付請求、戸籍の届出、書留郵便等の受け取りなど(本人確認)

認書類として認められない機関があります。ご利用の前に各機関にご確認ください。)

●発行に必要なもの

- ・手数料 500円
- ・印鑑(インキ浸透式以外のもの)
- ・写真(縦4.5cm×横3.5cmで正面、肩口から上、無帽、無背景のもの)
- ・顔写真付きのカードをご希望の場合

- ・顔写真付きの公的証明書(運転免許証・パスポートなど)

※顔写真付きの公的証明書をお持ちでない方、代理人による申請の場合は、郵便で本人確認を行います。(交付に1週間ほどかかります。)

●有効期限

発行後10年間で、ただし、市外へ転出されずと使用できなくなります。

問い合わせ 市民課 戸籍住民係 ☎ 65-0683 ☎ 65-6338

その屋外広告物！大丈夫？

屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。エリアによって、掲出できる広告物の大きさや高さ基準を設けて、規制しています。

必要な許可を得ていない場合は、県条例違反となります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 都市計画課 都市計画係 ☎ 65-0719 ☎ 63-4601



屋外広告物
クリーンキャンペーン
9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間